

## 高齢者虐待防止のための指針

介護付き有料老人ホーム萩の里では、入居者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、すべての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。

### 虐待の定義

#### ①身体的虐待

暴力的行為等で入居者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

#### ②介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、入居者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

#### ③心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって入居者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

#### ④性的虐待

入居者にわいせつな行為をすること。又は入居者にわいせつな行為をさせること。

#### ⑤経済的虐待

入居者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

施設内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員は職員に対し早期発見に努めるよう促します。施設内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。虐待が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に勤めます。客観的な事実確認の結果、虐待が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

高齢者虐待防止のための研修及び新任職員への研修を行い、入居者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

入居者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

当指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族が自由に閲覧できるように、当法人のホームページに公表します。